

事前調査の結果が石綿無の判断根拠について

令和4（2022）年5月 環境保全課

ケース	調査対象材料に石綿等が使用されていないと判断する方法	必須チェック項目
1	調査対象材料について、製品を特定し、その製品のメーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等と照合	④建築材料製造者による証明
2	調査対象材料について、製品を特定し、その製造年月日が平成18年9月1日以降（石綿障害予防規則第3条第3項第4号から第8号までに掲げるガスケット又はグランドパッキンにあっては、それぞれ当該各号に掲げる日以降）であることを確認	⑤建築材料の製造年月日
3	分析調査	③分析
4	過去において既に建築物についての石綿等の使用の有無に関する調査が行われている場合や、プラントの定期検査等により石綿等の使用の有無に関する調査が行われている場合等	過去の調査の判断方法（③、④又は⑤に該当する場合のみ）
5	書面調査及び目視調査	①目視 ②設計図書等
6	書面調査（解体等対象建築物等の構造上目視により確認することが困難な調査対象材料の場合）	②設計図書等 （目視による確認が可能となったときに改めて事前調査を行い、①目視について再度報告する必要あり）

※必須チェック項目以外にチェックがあっても良い（チェックなし、①のみ及び②のみは不可）